

福祉サービス第三者評価結果報告書 【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	ハートフルふくしま保育園		
運営法人名称	日本チャイルドケア株式会社		
福祉サービスの種別	小規模保育事業A型		
代表者氏名	施設長 坂 幸樹		
定員（利用人数）	19 名（19名）		
事業所所在地	〒 553-0004 大阪府大阪市福島区玉川1-1-36キングマンション島川1階		
電話番号	06 - 6450 - 8452		
FAX番号	06 - 6450 - 8453		
ホームページアドレス	https://fukushima.japan-childcare.com/		
電子メールアドレス	heartful.fukushima.hoikuen@gmail.com		
事業開始年月日	令和4年4月1日		
職員・従業員数※	正規	5 名	非正規 7 名
専門職員※	保育士 7名（常勤3名、非常勤4名） 看護師 1名（常勤1名） 栄養士 1名（非常勤1名） 調理師 1名（非常勤1名） 子育て支援員 1名（常勤1名） 社会福祉士 1名（非常勤1名）		
施設・設備の概要※	[居室]		
	[設備等] 保育室（0歳児室、1歳児室、2歳児室）、事務室・更衣室、医務室、調理室・調乳室、乳幼児用トイレ、沐浴設備、大人用トイレ		

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	0 回
前回の受審時期	年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

【HeartfulSupportグループ理念】

Heartful=心をこめた Support=支援、援助

○心温まるライフサポート

・すべての人々が地域で安心した生活ができるサポートをします。

○心豊かなクリエイション

・すべての人々が地域で心身ともに成長できる環境作りをします。

・常に革進し創造をし続ける中で、全ての人々の生涯にわたって心をこめたサポートをします。

・グローバルに発展できる環境創り、人財創りを行います。

・多様なライフスタイルの中でも働き続けられる環境作りを目指します。

○心からのトラスト

・地域福祉、地域医療を通じて信頼される企業となります。

【保育理念】

あらゆる生命の大切さを学び、一人ひとりの個性を尊重し、「教育・協育・共育」を基本に健全育成を目指します。

◇子どものありのままの姿を受け入れ、心の安定を図り、感謝する心・人を思いやる優しい心を育てる

◇保護者の子育てを支え、子どもと子育てに優しい地域を作る

◇心身ともに子どもの健やかな成長と発達を支援する

◇子どもの個性を尊重し、潜在能力を導きだす

◇子どもの成長や発達段階に応じた個別的な保育の実践を行う

【保育方針】

1 公平・平等に接する

2 一人ひとりをありのままに受け止める

3 子どもの成長に必要な経験や体験のできる環境を作り、可能性や豊かな感情を育てる

4 保護者との連携

子どもの健やかな成長と発達を願うため、保護者からの意見や要望を傾聴し常に発展的に取り組むことができるように努めていきます。

【保育目標】

◇個性豊かな子ども ◇情緒豊かな子ども ◇思いやりのある子ども

1 一人ひとりの思いを大切に個性を尊重しながら、心身の豊かな発達を育む

2 子どもの生活リズムを大切に、健康・安全な情報を育む

3 社会性や仲間への思いやりの心を育む

4 人との関わりの中で思いやりの心を育む

5 五感を使った遊びやリズム等を通して体幹を中心とした基本的な体の動きを培う

6 遊びを創意工夫していくことで自発性や主体性、想像力を育む

7 色々な経験を通し、自分を豊かに表現し、想像力を培う

【施設・事業所の特徴的な取組】

① 高度な医療・安全管理体制と病児対応

保育園では困難とされる、専門性の高い健康・安全管理体制を構築しています。

・小児看護経験の看護師の常駐と医療的ケア児の受入れ推進

小規模保育施設では稀な小児看護経験の看護師駐在体制を敷いており、これにより日常的な健康管理レベルが向上するほか、心身の状況に応じた適切な保育、医療的ケア児の受け入れを積極的に進めています。

・グループ園連携による病児保育対応サービス

グループ園（ハートフルえびえ保育園）との連携を通じて、事前に契約した保護者に対して病児保育や医療機関受診代行サービスの利用を可能にしています。これは、乳幼児の急な発病による保護者の就労中断リスクを大幅に軽減する、都市型共働き家庭にとって極めて強力なサポートです。

② 保育料内包型の英語教育

ブランド英語カリキュラムの導入（費用込み）：外部の専門講師による英語学習をカリキュラムに組み込んでいます。この専門的な早期教育にかかる費用は保育料に含まれており、追加費用なしで質の高い教育を受けられる点です。

③ 保護者の負担を完全に排除した「ハートフルグループ独自」オペレーション

日々の物理的・心理的な育児負担を徹底的に排除することで、共働き家庭の利便性を最大化しています。

・おむつの記名および持ち帰り不要と園内廃棄

おむつ 1 枚ずつの記名は不要で、好きなブランドのおむつを 1 袋ずつご持参いただきます。使用済みおむつは全て園で廃棄するため、保護者は使用済みおむつの持ち帰りや家庭での廃棄負担から完全に解放されます。

・布団の持ち込み不要と無料リース

園児のお昼寝に使用する布団やタオルケットは、当園が無料でリース提供しています。これにより、保護者は頻繁な持ち運び、持ち帰り、洗濯・管理の負担を負う必要がなくなり、日常的な「手ぶら」での登園が可能となっています。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	株式会社イムア
大阪府認証番号	270063
評価実施期間	令和7年7月22日 ～ 令和8年1月21日
評価決定年月日	令和8年1月21日
評価調査者（役割）	2301C006 （ 運営管理委員 ） 2301C007 （ 運営管理委員 ） 2301C008 （ 専門職委員 ） 2301C009 （ 運営管理・専門職委員 ） ()

【総評】

◆評価機関総合コメント

ハートフルふくしま保育園の運営主体は、日本チャイルドケア株式会社である。同法人は、「Heartful（心をこめた）Support（支援、援助）」をグループ理念に掲げ、地域で安心して生活できる支援の提供と、信頼される企業であることを目指して事業を展開している。

本施設は、2022年4月1日に大阪市の認可を受け、小規模保育事業A型施設として開設された。大阪市福島区に所在する43階建てマンションの1階に位置している。JR環状線・東西線、阪神線、京阪中之島線の各駅から徒歩2～10分圏内と交通利便性が非常に高く、保護者の通勤動線上にある立地である。活動の環境としては、施設の目の前に下福島公園が広がり、都市部にありながら自然や戸外遊びに親しめる環境が整っている。また、徒歩5分圏内には救急指定医療機関が複数あり、緊急時の対応においても安心感の高い立地条件を備えている。

0歳児から2歳児を対象に、定員19名の保育を実施している。専門的な取り組みとして、外部の専門講師による英語教育を無料で導入しており、幼少期から多様な表現や文化に触れる機会を提供している。また、季節行事を大切にし、クリスマスには大工による手作りのヒノキ製玩具を子どもたちに贈るなど、温かみのある体験を通して情緒の育ちを支えている。

保護者支援として「手ぶら登園」を実現する独自の運営体制を整えている。おむつの記名や持ち帰りを不要とし、履用布団やタオルケットを無料でリースするなど、家庭の負担軽減に配慮している。また、母乳育児を推奨し、冷凍母乳を預かり、授乳時間に合わせて提供する体制を整えるなど、個々の家庭の意向に寄り添った支援を行っている。

給食は、本施設の栄養士・調理師による完全給食を提供している。食材にも配慮し、淡路島において障がい者とともに農産・化学肥料を使用せずに栽培されたさつまい（紅はるか）を取り入れるなど、食の安全や社会的意義を意識した質の高い食育を実践している。

小児看護の経験を有する看護師が常駐し、日常的な健康管理や体調変化への迅速な対応が行われている。医師の許可がある場合には医療的ケア児の受け入れにも対応する方針を持ち、専門性を生かした保育体制を構築している。感染症対策としては、11月および12月にインフルエンザ予防接種を実施しており、職員に加え保護者も対象とすることで、施設全体での感染予防に努めている。

また、系列施設である「ハートフルえびえ保育園」との連携により、病児保育や医療機関受診代行サービスを利用できる体制を整えている。さらに、卒園後の受け入れ先として近隣の幼稚園等の連携施設を確保し、子どもと家庭が地域社会の中で円滑に次の段階へ移行できるよう支援している。

以上のことから、本施設は、都市部の利便性と豊かな専門性を併せ持ち、乳幼児期の子どもとその家庭を多面的に支える保育施設であるといえる。温もりのある保育環境と専門職による支援体制、保護者の生活に寄り添った運営により、地域との関係づくりを進めながら、子どもと家庭が安心して利用できる保育の場としての役割を果たしている。今後も、これらの強みを生かしながら、保育の質のさらなる向上と地域との連携の深化が期待される。

◆特に評価の高い点

2030年度までを見据えた中期事業計画および長期事業計画からなる「経営計画書」が策定されており、保育事業における課題や取り組みの方向性が示されている。計画の見直しについては、社会情勢や事業環境の変化等に応じて、適宜実施されている。

利用希望者に対しては、施設の理念や保育内容、特性等をホームページや行政資料を通じて幅広く情報提供するとともに、施設見学では入園のしおり（重要事項説明書）やパンフレット、掲示物を活用し、保育責任者が丁寧に説明している。また、入園時には個別面談を行い、必要に応じて専門職が関わるなど、保護者が安心して保育開始を迎えられる体制が整っている。

絵本やペープサート等を活用して身体の仕組みについてわかりやすく伝えるとともに、2歳児では給食後のうがいを取り入れ、3歳からは歯磨きを開始するなど、発達段階に応じた健康への意識づけを行っている。また、英語講師との関わりをはじめ、実習生や職業体験の受け入れ、系列施設との交流、戸外活動を通じた地域の人との関わりなど、さまざまな人と接する機会を意図的に設け、子どもの社会性や人と関わる力を育む取り組みが行われている。

◆改善を求められる点

必要とする福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方、福祉人材の確保および育成に関する方針、人員体制についての明確な方針および計画を策定し、それに基づいた計画的な人材の確保と育成に取り組むことが望まれる。

保護者からの相談や意見については、日常的な対応や意見把握の取り組みは行われているものの、記録方法や報告手順、対応内容の整理が十分とはいえない状況である。今後は、相談や意見への対応について共通の手順を明確にし、文書化のうえ職員間で共有することで、より組織的かつ継続的な対応に繋げていくことが期待される。

個々の自己評価結果を施設全体の保育実践の評価へと結び付けるような取り組みは十分とは言えず、今後の工夫が求められる。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価受審の意義について 令和4年度の開園以来、当園では「教育・協育・共育」の保育理念のもと、一人ひとりの個性を尊重した保育に努めてまいりました。今回、客観的な視点から評価をいただくことで、私たちが大切にしてきた「手ぶら登園」などの保護者支援や、看護師常駐による安全管理体制の意義を再確認することができました。

高く評価された点への受け止め 特に、2030年度までを見据えた「経営計画書」に基づく計画的な運営や、外部講師による英語教育、食の安全に配慮した完全給食の提供が高く評価されたことを大変励みに感じております。また、利用者アンケートにおいて、小規模ならではの「アットホームな雰囲気」や「全職員が子どもを把握している安心感」に対して多くの感謝の声をいただけたことは、職員全体の自信に繋がっております。

一方で、改善を求められた「福祉人材の確保・育成」や「職員の就業環境（事務時間の確保等）」については、経営層として重く受け止めております。保育業界で課題視されている人材確保の問題は弊社でも課題ですので、ICT導入での軽減を図っているが、書類作成時間の確保や人員確保の見直しを順次進め、職員がより保育に専念できる環境を整えます。

保護者様から寄せられた「新しい先生の紹介」や「園での遊び（歌など）の共有」といったご要望 に応えるべく、園だよりや掲示板等の内容をさらに充実させてまいります。

今回の評価結果を真摯に受け止め、これからも地域、保護者の皆様、そして何より子どもたちが安心して過ごせる「心温まるライフサポート」の実践に、全職員一丸となって取り組んでまいります所存です。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
(コメント)	<p>理念、基本方針は明文化され、ホームページやしおり等により公表され、周知が図られている。理念には法人としての目指す方向性や基本的な考え方が示されており、基本方針は職員の行動規範として位置づけられた具体的な内容となっている。また、玄関への掲示がされており、職員および保護者に対する継続的な周知が図られている。</p> <p>職員に対しては、入職時に個別に理念や基本方針の共有が行われているほか、重要事項説明書等に内容の変更が生じた際には、職員会議等の機会を通じて、理念、基本方針についてもあわせて継続的な周知が図られている。</p> <p>保護者に対しては、入園前の面談時および契約時に、しおりや重要事項説明書の配布と説明を行っている。さらに、重要事項説明書等の内容の更新時にはあわせて説明を行うなど、継続的な周知に努めている。</p>	

		評価結果
I-2 経営状況の把握		
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
(コメント)	<p>社会福祉事業全体の動向や地域福祉計画の動向、ならびに地域における保育ニーズや現状の把握については、施設長が区政会議や福島区子育て支援会議等に参加し、情報収集に努めている。</p> <p>また、施設長は決算書および試算表等を用いて保育コストを含む収支バランスの分析を行うとともに、利用者数の推移や利用率、保育ニーズの状況を整理し、経営環境および運営上の課題の把握、分析に取り組んでいる。</p>	
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
(コメント)	<p>保育現場における人材確保への取り組みや職員間のコミュニケーションの促進、ならびに保育上の課題の抽出および対応については、マンダラチャート（課題解決のための思考整理方法）を活用し、現場において具体的に整理されている。これにより、課題の可視化と共有が図られている。</p> <p>一方、経営状況や改善すべき課題については、役員間では共有されているものの、職員への共有は現場レベルでの単年度の収支計画にとどまっている。今後は、経営状況や中長期的な改善課題についても、職員への周知や共有を進めていくことが期待される。</p>	

		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		

I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<p>(コメント) 法人においては、2030年度までを見据えた中期事業計画および長期事業計画からなる「経営計画書」が策定されており、保育事業における課題や取り組みの方向性が示されている。計画の見直しについては、社会情勢や事業環境の変化等に応じて、適宜実施されている。</p> <p>また、収支予算書の作成が行われており、計画的な事業運営および財務管理に取り組んでいる。</p>	
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
<p>(コメント) 各分野の専門職員が、年度当初に保育に関する各種計画を立案し、計画書を基に具体的な取り組み内容について職員間で検討・共有を行い、日々の保育実践に活かしていることが確認される。</p> <p>一方で、これらの保育に関する計画や取り組みが、中・長期計画との関連性を踏まえ、保育実践に加えて人材育成、運営管理、保護者支援、安全管理等を含む施設運営全体の視点から整理され、単年度計画として体系的に明文化されるまでには至っていない状況である。</p> <p>なお、単年度の「事業収支予算書」は作成されていることから、今後は既に行われている取り組みを基盤として、中・長期計画の内容を反映した目標設定や成果の確認が可能な形で整理し、進捗管理や振り返りにつながる評価可能で実行性のある単年度計画として明確に位置付けていくことが望まれる。</p>	

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	c
<p>(コメント) 中長期計画については、法人幹部職員により策定および定期的な見直しが行われていることが確認される。一方で、当該中・長期計画の内容を踏まえ、単年度における事業の目標や取り組み内容、進捗の確認方法等を整理した単年度計画として明文化されたものの策定には至っていない状況が見受けられる。</p> <p>また、事業計画に関して、職員が参画する形での計画策定や、計画に基づく実施状況の把握、評価、見直し、その結果の共有・周知については、個別の取り組みは見られるものの、事業計画を軸とした一連の流れとして組織的に整理・体系化されている状況には至っていない。</p> <p>今後は、既に策定されている中長期計画との整合性を図りながら、単年度計画の策定を進めるとともに、計画策定から実施、進捗の把握、評価、見直しに至るまでを継続的に行う体制を整え、その内容を職員間で共有し、組織全体で運用していくことが望まれる。</p>	
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	c
<p>(コメント) 行事計画については、しおりや毎月の行事予定の掲示などにより、保護者への周知が行われている。また、保育内容についての説明は実施されているものの、事業計画の主な内容については十分な周知がなされていない。</p> <p>今後は、単年度計画の策定に加え、事業計画の内容を分かりやすくまとめた資料を作成し、説明を行うなど、保護者が理解しやすい形での周知が望まれる。</p>	

評価結果

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	c
<p>(コメント) 毎週の職員会議において、日々の保育における課題や対応策について話し合いが行われており、あわせて保育実践の評価や振り返りも実施されている。また、定期的に「人権擁護のセルフチェックシート」を活用し、日々の保育について職員一人ひとりが自己点検を行い、その内容を会議の場で検討している。</p> <p>一方で、施設全体としての体系的な自己評価については、今後さらに取り組みを進めていく余地があると考えられる。今後は、職員個々の振り返りに加え、施設として多角的かつ客観的な視点による自己評価の仕組みを整備し、保育の質のさらなる向上につなげていくことが望まれる。</p>	
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c
<p>(コメント) マンダラチャート（課題解決のための思考整理方法）等を活用し、職員間で重点的に検討すべき課題の抽出に取り組んでいる。一方で、これまで施設全体の自己評価および第三者評価の受審実績がないことから、評価結果に基づく分析や検証には至っていない状況がうかがえる。</p> <p>今後は、施設として体系的な自己評価を実施するとともに、評価を通じて明らかになった課題を分析し、職員が参画したうえで改善に向けた方針や計画を策定し、継続的な取り組みとして発展させていくことが望まれる。</p>	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	
<p>(コメント) 施設長の経営および管理に関する方針や役割、責任については「運営管理規程」および重要事項説明書において、内容が明確に示されている。これらの内容については、職員に対して入職時に説明が行われるとともに、日常の業務を通じて理解が深まるよう周知が図られている。</p> <p>また、有事における施設長の役割と責任や、不在時の権限委任については「緊急時対応マニュアル」や「防災マニュアル」において明確化されており、職員が緊急時にも適切に対応できるよう、平常時から情報共有が図られている。</p>		
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	
<p>(コメント) 施設長は、自治体から周知される各種法令改正に関する情報の把握や、法令遵守を目的とした外部研修への定期的な参加を通じて、法令についての正しい理解に努めている。また、利害関係者との適正な関係を保持するため、経理規定の整備および遵守に取り組んでおり、施設運営における透明性や公正性の確保が図られている。</p> <p>さらに、職員が遵守すべき法令等について正しく理解できるよう、法人内での勉強会の開催や日常業務における都度の指導を行っている。加えて、職員会議や業務日誌、メッセージアプリ等を活用し、必要な情報を適切なタイミングで共有するなど、職員への周知徹底に取り組んでいる。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		

II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p>(コメント) 施設長は、日々の保育の見回りや保育書類の確認、職員会議への参加などを継続的に 行い、保育の質の現状を把握するとともに、職員への指導に努めている。 また、保育の質の向上のため、マンダラチャート（課題解決のための思考整理方法）を 活用して課題を抽出し、改善策の実施に主体的に関わっている。加えて、職員の教育・研修の 充実や意欲向上を図るため、外部研修への参加機会の提供に加え、法人規模での職員交流を 通じて職員間のコミュニケーションを促進する取り組みを行っている。</p>	
II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<p>(コメント) 施設長は人事、労務、財務等の分析を行い、その結果を踏まえて人員配置や新規雇用、職 務の任命等を行うことで、組織運営の改善を図っている。また、職員の働きやすい環境づく りに向けて、系列施設との情報共有を行い、改善点や運営上の工夫等について相互に共有し ている。 業務の実効性を高めるため、勤務時間内での業務遂行を基本とし、やむを得ない場合に限 り、事前申告のうえ施設長の許可を得た場合のみ時間外労働としている。さらに、変形労働 時間制を導入し、日々の状況に応じた柔軟な勤務体制を整えている。</p>	

		評価結果
II-2 福祉人材の確保・育成		
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	c	
<p>(コメント) 福祉人材の確保については、求人媒体への掲載や人材紹介会社の活用、職員からの紹介等 を通じて、法人本部が主導し採用活動に取り組んでいる。 一方で、必要とする福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方、福祉人材の確保および 育成に関する方針、人員体制についての具体的な計画が十分に整理されているとはいえない。 今後は、明確な方針および計画を策定し、それに基づいた計画的な人材の確保と育成に 取り組むことが望まれる。</p>		
II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b	
<p>(コメント) 職員の意向や意見については、施設長が面談時に職員一人ひとりから聞き取りを行い、働 き方やキャリアアップ等について、職員自身が将来設計しやすい体制づくりに努めている。 また、職員の意見を把握する方法としてマンダラチャート（課題解決のための思考整理方 法）を活用し、意見の抽出を行っている。集約された意見については、施設長が確認のうえ 最終的な判断を行っている。 法人としては、理想とする「期待する職員像」を有しているものの、その内容が明確に示 されていないため、今後は明文化し、職員に共有していくことが期待される。 人事基準については一定の定めはあるものの、職員への周知が十分とはいえない状況が見 受けられる。今後は、内容の周知や理解を深める取り組みを進めることで、職員が自身の役 割や評価の基準をより明確に認識できるようにすることが求められる。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	
<p>(コメント) 職員の有給休暇取得状況や時間外労働に関するデータについては、施設長および顧問社 士により適切に管理されている。また、職員の就労状況や意向等については、施設長、保育 責任者、スーパーバイザーが把握し、必要に応じて適切に対応している。 職員一人ひとりの家庭事情や体調等への配慮を行うとともに、有給休暇の希望を踏まえた シフト作成に努めるなど、ワーク・ライフ・バランスに配慮した勤務体制を整えている。 年1回の定期健康診断の実施に加え、メンタルケアの取り組みや相談窓口を設置し、職員 の心身の健康および安全の確保に努めている。</p>		

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
(コメント)	職員一人ひとりの目標設定については、個人に委ねられている部分が多く、目標項目や目標水準について十分な明確化が図られているとは、いい難い状況がうかがえる。また、設定された目標に対する進捗確認については、職員からの相談があった場合に、施設長、保育責任者、スーパーバイザーによる面談が行われているが、定期的な実施には至っていない。 目標設定の枠組みを整備し、計画性のある目標設定が行われるとともに、中間面談等を通じた適切な目標管理および進捗確認を行う体制の構築が期待される。
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
(コメント)	年間の研修計画が立案されており、施設内研修および施設外研修の双方を計画に位置づけるなど、体系的で充実した研修計画の策定に努めている。また、年度末には研修カリキュラムの評価および計画の見直しを行い、継続的な改善に取り組んでいる。 「期待する職員像」については、職員の教育・研修に関する基本方針や研修計画の中での明示が十分とはいえない状況がうかがえる。また、現在実施している保育の内容や目標を踏まえ、基本方針や研修計画の中に、保育所として職員に求める専門性や必要とされる専門技術、専門資格等を整理し、より明確に示していくことが期待される。
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
(コメント)	個別の職員の知識や技術水準、専門資格の取得状況は法人本部で把握されており、新たな取得や変更があった場合には随時情報が更新されている。職員が積極的に研修に参加できるよう、研修計画の策定に努めており、希望する研修への参加にあたっては、シフト調整等の配慮を行っている。 新任職員については、保育責任者を中心に日常的な指導を行うとともに、施設全体として教育体制を整え、組織的な支援および指導を実施している。これにより、職員全体の専門性向上と、保育の質の維持・向上に繋げている。
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	c
(コメント)	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢の明文化や、マニュアルの整備が十分とはいえない状況が見受けられる。これらの整備を進め、組織として統一された指導方針を確立することが望まれる。 また、実習生の指導にあたっては、組織として指導者向け研修への参加がみられない。今後は、実習指導の質の向上を図るため、指導者研修等への参加が促進されることが望まれる。
評価結果	
II-3 運営の透明性の確保	
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
(コメント)	理念や基本方針については、ホームページやパンフレットを通じて公表されており、広く周知が図られている。日々の保育活動や行事等については、SNSを活用して情報発信が行われており、施設の取り組みが伝わるよう工夫している。また、事業報告や決算情報については、子ども・子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」に掲載することで、透明性の確保に努めている。 苦情・相談の内容および苦情対応の体制や具体的な手順に関する情報は十分に公表されておらず、今後は対応体制の整備と情報の公表が求められる。

II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p>(コメント) 経理部門においては、顧問税理士により3か月ごとの内部監査が実施されており、定期的な確認や助言を受ける体制が整えられている。また、「経理規定」を定め、経費に関するルールや施設経費の決済基準、権限等を明文化し、全職員に周知している。</p> <p>一方で、保育施設の事業に関する外部専門家による監査支援などの仕組みは整備されていない。今後は、公正かつ透明性の高い運営を確保するため、外部監査等の支援体制の整備が求められる。</p>	

		評価結果
--	--	-------------

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
---------------------------------------	---

<p>(コメント) 活用可能な社会資源については、必要な保護者に提供するとともに、玄関にパンフレットを常設するなどして周知に努めている。また、地域の子育て情報やイベント等の案内があった場合には、その都度保護者への周知を行っている。</p> <p>地域の人々と子どもとの交流の機会の確保については、年4回開催される地域イベントの共催を通じて、定期的に地域コミュニティへの参加を行っている。</p> <p>一方で、地域との関わり方に関する基本的な考え方については、明文化が十分ではない状況が見受けられる。今後は、地域連携の基本方針を明確に示すことが期待される。</p>	
--	--

II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c
---	---

<p>(コメント) これまでに地域ボランティアの受け入れ実績はないものの、学校教育への協力として、職業体験の受け入れ要請があった際には柔軟に対応している。</p> <p>一方で、ボランティアや職業体験の受け入れに関する基本方針や、地域の学校教育への協力に関する基本姿勢は明文化されておらず、受け入れマニュアルや研修、子どもとの交流を支援する体制も十分とはいえない状況が見受けられる。今後は、これらを整備し、組織として統一された受け入れ体制を確立することが望まれる。</p>	
--	--

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
--	---

<p>(コメント) 関係機関一覧を作成し、事務所に掲示することで、職員がいつでも確認でき、必要時には迅速に連絡できる体制が整えられている。</p> <p>必要に応じて要保護児童対策地域協議会、福島区役所、児童相談所などの関係機関と連携を図っている。また、育児不安などにより支援を必要とする保護者に対しても、専門機関等の案内を行っている。</p> <p>一方で、関係機関との定期的な連絡会等は実施されていないものの、重要な場面においては適切な連携が図られている。今後は、地域の関係機関と共通の課題に対する協働的な取り組みの実施が期待される。</p>	
---	--

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

II-4-(3)-① 地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<p>(コメント) 施設長は、福島区保育連絡会等の行政が主催する会議や福祉交流会等に定期的に参加し、地域の福祉ニーズの把握や情報共有に努めている。地域の子育て環境や保育に関する情報を把握し、施設運営や保育内容の改善に反映させる体制が整えられている。</p> <p>一方で、施設開放や地域の子育て世代に向けた育児相談など、多様な相談に応じる機能については、十分に整備されていない状況が見受けられる。現状では、地域の子育て世帯や保護者が抱える個別の相談ニーズに柔軟に対応できる仕組みが限定的であるため、今後はこれらの機能を整備し、地域の子育て支援や情報提供に積極的に対応できる体制の構築が期待される。</p>	
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p>(コメント) 施設見学希望者に対しては、相談があった場合に育児相談等の提供を行っているが、地域に向けて専門的な情報を還元する取り組みについても、対外的には十分に実施されているとはいえない状況が見受けられる。今後は、地域への情報発信や支援活動の充実が期待される。</p> <p>多様な機関や地域住民との連携を通じ、社会福祉分野に限らず、地域コミュニティの活性化やまちづくり、防災対策や災害時の住民支援など、地域全体に貢献する取り組みが求められる。</p>	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	
<p>(コメント) 子どもを尊重した保育について共通の理解を図るため、定期的に会議や研修を実施している。このような機会を通じて、保育に対する考え方や具体的な関わり方について意見交換を行い、職員間で認識のずれが生じないよう継続的な共有と確認を行っている。また、日々の保育においては、性差への先入観による固定的な対応とならないよう言葉がけや関わり方に配慮し、男だから女だからと決めつけない姿勢で、子ども一人ひとりの思いや個性を尊重した保育を実践している。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a	
<p>(コメント) 子どものプライバシー保護に配慮した保育を行うため「保育マニュアル」や「水あそび活動マニュアル」等を整備し、子どもの羞恥心に十分配慮した対応を職員間で共有している。具体的には、おむつ交換の際にトイレ内で着替えを行うなど、場面に応じた環境設定や関わり方を工夫し、子どもが安心して過ごせるよう配慮している。これらのプライバシー保護に関する取り組みについては、マニュアルに基づく実施状況を保護者へ丁寧に伝えるとともに、入園のしおり（重要事項説明書）等を含む契約書を通じて周知している。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	
<p>(コメント) 利用希望者が保育所選択に必要な情報を得られるよう、理念や基本方針、保育の内容、施設の特性等を紹介した資料や情報を、福島区役所発行資料を通じて積極的に周知している。これらの資料は福島区役所にも設置され、利用希望者が手に取りやすい環境が整えられている。また、施設のホームページやSNS等を活用した情報発信も行われている。</p> <p>施設見学については、入園のしおり（重要事項説明書）やパンフレットを用いて内容や施設の情報を丁寧に説明するとともに、掲示物等も活用しながら理解を深められるようしており、見学は随時受け入れ、1日1組を原則として保育責任者が対応している。</p>		

Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
<p>(コメント) 保育の開始や変更にあたり、保護者等に分かりやすく説明するため、入園決定後から入園までの期間に個別面談を実施し、入園のしおり（重要事項説明書）やパンフレットを用いて、保育内容や利用に関する事項を丁寧に説明している。併せて、重要事項説明書の同意書を取り交わし、同意の記録を適切に残している。また、配慮が必要な保護者に対しては、施設長や保育責任者、看護師、栄養士等の専門分野の職員が連携して説明にあたり、理解が得られるよう個別の状況に応じた対応を行っている。</p>	
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p>(コメント) 退園や転園等により保育所等の変更が生じる場合、保護者や転園先から求めがあった際には、個人記録や保育の記録に関する情報提供を行い、子どもの育ちやこれまでの保育内容が適切に引き継がれるよう配慮した対応を行っている。一方、施設の利用終了後については、相談があれば気軽に声をかけてほしい旨を口頭で伝えているものの、相談方法や担当者、対応内容等を明確に示した文書は作成されていない。今後は、文書による整理と周知を行うことで、利用終了後においても保護者が安心して相談できる体制づくりが求められる。</p>	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。	
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p>(コメント) 利用者満足の向上を目的とした取り組みとして、日々の関わりの中で子どもの成長や発達段階に関する気づきを職員同士で共有し、その都度、保育環境の見直しや整備を行っている。併せて、年1回、施設長や関係職員が参画して作成した保護者アンケートを実施し、結果をもとに分析および検討会議を行い、保育参観の実施や写真販売の要望への対応など具体的な改善に繋げ、その内容を保護者にも共有している。一方で、職員等が利用者満足を把握する目的で保護者会等に参加する取り組みは現時点では行われていない。今後は現在の取り組みを基盤としながら、関わりを機会を広げることで、より充実した取り組みへと繋がっていくことが期待される。</p>	
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p>(コメント) 苦情解決の体制や仕組みを整備し、入園のしおり（重要事項説明書）や苦情対応の流れをわかりやすく示した資料を玄関に掲示することで、保護者等への周知を行っている。苦情の内容については「苦情受付・経過記録書」に記録することとしており、対応の経過や結果を適切に整理している。また、苦情が寄せられた際の解決内容については、保護者に対して直接口頭で説明を行い、理解を得ながら対応するなど、仕組みが機能するよう運用されている。</p>	
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
<p>(コメント) 保護者が相談や意見を述べやすい環境づくりとして、小規模施設であることから個室等の確保は難しい状況にあるものの、相談用のスペースを設けたり、施設外において落ち着いて話ができる場所を確保したりするなど、状況に応じた配慮を行っている。一方、保護者が相談や意見を述べる際に、複数の方法や相手を自由に選択できることについては口頭での説明にとどまっている。今後は内容をわかりやすく整理した文書を作成し、配布や掲示を行うなど、より一層の周知を図る取り組みが期待される。</p>	

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
(コメント) 意見箱の設置や保護者アンケートの実施により、保護者からの相談や意見を積極的に把握するとともに、日常的に相談しやすく意見を述べやすい雰囲気づくりに配慮し、組織的かつ迅速な対応に努めている。一方で、苦情対応マニュアルは整備されているものの、相談や意見への対応については苦情と同様の流れで対応する認識にとどまっている。今後は記録方法や報告手順、対応策の検討等を明確にした対応マニュアルを策定し、職員間での共有を図ることが求められる。	
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
(コメント) 安心・安全な福祉サービスの提供のため、緊急時の連絡システムを事務所に掲示するとともに、「事故防止マニュアル」「緊急時対応マニュアル」「防犯対策マニュアル」等に基づき、事故防止および事故発生時の対応を行っている。また、社会的な事件や事故が発生した際には、施設長から全職員が確認できる連絡ツールを用いて速やかに周知されている。安全確保や事故防止については、異物誤飲やSIDS（乳幼児突然死症候群）、けいれん、心肺蘇生等を想定したシミュレーション研修を年3回、実施している。また、研修の中でAEDの使用方法についても説明している。 リスクマネジメントの責任者は施設長が担い、週会議においてヒヤリハットの共有を行うとともに、インシデント報告やアクシデント報告を通じて状況の確認と職員への周知を図っている。このように、事故防止および安全確保に向けた取組が、組織的かつ継続的に行われている。	
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
(コメント) 感染症の予防および発生時における子どもの安全確保を目的として「感染予防対策マニュアル」に加え、保育所における感染症対策ガイドラインを配備し、これらに基づいた対応を行っている。職員に対しては、入社時に感染症対策に関する研修を実施するとともに、年1回、看護師を中心とした研修を行い、知識や対応方法の共有と確認を図っている。また、感染症が発生した際には、当日中に看護師から保護者へ保育施設向けICTシステムを通じて、感染症の種類や主な症状、登園の目安等についてお知らせを配信し、迅速かつ適切な情報提供に努めている。	
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	b
(コメント) 災害時における子どもの安全確保を目的として「防災マニュアル」および「緊急時対応マニュアル」を整備するとともに、BCP（事業継続計画）を作成し、緊急時の役割分担について会議や研修を通じて職員へ周知している。備蓄品の管理については、保育責任者や調理者を中心に全職員が関わり、定期的な確認と記録を行う体制が整えられている。避難訓練は毎月1～2回実施し、防災計画も整備されているが、今後は地元行政や消防署、警察署、自治会、福祉関係団体等と連携した体制を構築し、さらに実践的な訓練を行うことで、組織的な防災・防犯への取り組みをより一層充実することが期待される。	

	評価結果
--	-------------

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
(コメント) 保育についての標準的な実施方法を文書化し「保育マニュアル」や各種マニュアル等に保育の手順を明確に示したうえで保育を提供している。これらのマニュアルは事務所に保管され、職員に対しては入職時や内容変更時等の機会に周知が図られている。また、保育実践が画一的なものとならないよう、週会議において次週の週案を全職員で確認し、子どもの状況に応じた保育内容の共有と共通理解を図っている。	

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
(コメント) 標準的な実施方法について、各種マニュアルの見直しや評価・反省を行う仕組みを設け、具体的な時期は大まかではあるものの、見直しの時期を定めたくえで継続的に実施している。また、保護者からの意見や提案については、保護者アンケートで把握した内容を検討し、取り組みに反映する仕組みが整えられている。検証や見直した内容については、年間カリキュラムや指導計画等に反映されているものの、施設においても現状にとどまらず、より踏み込んだ内容まで反映させていく必要があると課題認識しており、今後の取り組みが一層充実していくことを期待する。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b
(コメント) アセスメントに基づく指導計画の作成にあたっては、担当職員が作成した内容を保育責任者が確認し、その後、施設長が最終確認を行う体制を整えている。指導計画の責任は、施設長および保育責任者が担っている。また、週案には戸外活動予定日における雨天時の計画も立てられており、状況に応じた柔軟な対応が図られている。一方、子どもや保護者のニーズについては、日々の観察や記録、保護者とのコミュニケーションを通じて把握しているものの、そのニーズが個別の指導計画等に明示されておらず、反映状況の確認が困難であったことから、今後は把握したニーズを指導計画等に明確に位置づけ、それらを踏まえた計画作成が行われることが期待される。	
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
(コメント) 各種指導計画について、施設長および保育責任者が保育所保育指針に照らし合わせながら、現場の状況を踏まえて定期的に評価・見直しを行い、見直した内容は職員会議を通じて周知されている。一方、Ⅲ-2-(2)-1でも記述しているように、個別の指導計画等に子どもや保護者のニーズが明示されていないため、指導計画の評価・見直しにおいて、ニーズに対する対応状況や達成状況の確認が十分に行えない状況が見受けられる。今後は把握したニーズを個別の指導計画等に明確に位置づけ、それをもとに評価・見直しを行い、適切な対応や成果の確認に繋げていくことが期待される。	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
(コメント) 子ども一人ひとりの発達状況や生活状況について、保育施設向けICTシステムの連絡ノート機能や送迎時における保護者とのやり取りを通じて把握し、その内容を全職員で共有している。また、発達状況等については、児童票や保育施設向けICTシステム上の「発達記録」に記録し、継続的な把握に努めている。記録内容や書き方に職員間で差異が生じないよう、保育責任者が確認を行い、直接の指導や連絡ツールを通じた周知を行うなどの工夫が見られる。さらに、早番や遅番における伝達事項については「保育管理表」への記載や担当職員への口頭伝達により、必要な情報が的確に共有される仕組みが整えられている。	
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
(コメント) 子どもの個人情報を含む記録について、事務所内の鍵付きロッカーで保管し、原則持ち出し禁止とするなど適切な管理を行い、やむを得ない場合には施設長の確認を要する体制を整えている。また、パソコンやタブレット等の端末にはパスワードを設定し、閉園時にはロッカーへ収納するなどの管理を徹底し、記録管理の責任者は施設長が担っている。さらに、全職員と機密保持契約を締結するとともに、保護者に対しては「個人情報の取り扱い（第三者提供）に関する同意書」や写真利用に関する承諾書を取り交わし、取扱いについて説明している。一方「個人情報管理規程」は整備されているものの、記録の保存や不適正な使用・漏えいが生じた場合の対応等については規定が十分とはいえず、今後、内容の充実を図ることが期待される。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育内容		
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
(コメント)	全体的な計画の作成にあたっては、日々の活動内容との関連性や年齢・月齢を踏まえ、子どもに過度な負担が生じないように配慮している。0~2歳児を対象とした施設の特長から、経験や体験を重視し、できる・できないに着目するのではなく、やってみようとする意欲や姿勢を大切にしている。計画は年度末に前年度の内容を振り返り、実践を踏まえて見直しと工夫を重ねている。	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
(コメント)	室内環境については、換気を毎日実施し、朝・昼・夕の室温および湿度を確認し記録している。玩具は一度に多くを出すのではなく、子どもの興味や主体性を引き出すよう工夫して提供している。月末には玩具の破損や不具合の有無を確認し、安全管理に努めている。また、空きスペースを子どもの希望や職員の判断により、落ち着いて過ごせる場として活用している。	
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
(コメント)	日々の関わりを通して、子ども一人ひとりの発達過程や個人差を丁寧に把握している。子どもの気持ちに寄り添い、せかす言葉を用いない関わりを大切にするため、職員は研修を受講し、学びや気づきを共有している。保育の場面では、職員が落ち着いた姿勢で関わり「急がなくていいよ」といった安心感を与える声かけを行っている。また、職員間ではマンダラチャート(課題解決のための思考整理方法)を活用し、子どもの最善の利益を軸に、具体的な関わりについて話し合いを重ねている。	
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
(コメント)	園だよりを通じて衣類や生活リズムに関する情報を発信している。年間の保健計画を策定し、看護師を中心に手洗いや歯磨きなど、基本的な生活習慣が身につくよう関わっている。絵本やペープサートを用いて身体の仕組みを伝え、生活や遊びと結び付けている。2歳児は給食後のうがいを行い、3歳から歯磨きを始めている。トイレトレーニングは家庭状況や本人・保護者の意向を踏まえ、無理なく進めている。	
A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
(コメント)	週1回英語プログラムを取り入れ、それ以外の日は戸外活動を中心に、公園やグラウンドで身体を動かしながら季節の自然に触れている。空き時間には音楽に合わせた体操を行い、自ら身体を動かしたくなる工夫をしている。保育者自身が楽しんで取り組む姿を示すとともに、周囲の安全確認を行い、安心して活動できる環境づくりに努めている。	

A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>(コメント) 施設生活に慣れるまでは、できる限り同じ保育者が関わり、安心して過ごせるよう配慮している。できることが増える喜びに共感しながら、関わっている。玩具は使用後その日のうちに消毒・拭き上げを行い、衛生管理を徹底している。保育施設向けICTシステムを活用し、保護者と情報を共有しながら、子どもの状況把握に努めている。</p>	
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>(コメント) 子どもの自我を受け止め、気持ちに寄り添った関わりを大切にしている。本児の思いを認めたと、相手の気持ちにも目を向けられるよう声かけを行っている。英語講師との関わりや実習生・職業体験の受け入れ、系列施設との交流、戸外活動での地域の人との関わりなど、さまざまな人と接する機会を設けている。</p>	
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	—
<p>(コメント) 0～2歳児を対象とする保育所のため非該当</p>	
A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>(コメント) 現在該当児の在籍はないが、受け入れ時には職員間で会議を行い、保育士や看護師、必要に応じて医療機関等と連携しながら、対応する体制を想定している。個別指導計画の作成や、障がい児保育・看護に関する研修も取り入れている。今後は障がい児保育のみに関わらず医療的ケア児への対応も視野に入れた、保護者への情報提供体制の充実が期待される。</p>	
A-1-(2)-⑨ それぞれの子ども在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>(コメント) 1日の流れを見通し、生活の連続性に配慮している。午睡時には体を休める大切さを伝え、横になって過ごせるよう関わっている。長時間利用の子どもには寂しくないようスキンシップを大切に、好きな遊びを自ら選べるようにしている。遅い時間帯は布団を出し、机上遊びに変えるなど環境を落ち着いたものに整え、在籍時間に合わせた工夫を行っている。</p>	
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	—
<p>(コメント) 0～2歳児を対象とする保育所のため非該当</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p>(コメント) 健康管理に関するマニュアルおよび保健計画を整備し、看護師を中心に日々体調変化や怪我への対応を行っている。健康状態や既往歴、予防接種状況は入園時の「記録票」や母子手帳の提出、ヒヤリングを通して把握し、個人ファイルで管理している。健康方針やSIDS(乳幼児突然死症候群)に関する情報は、保育施設向けICTシステムや口頭で保護者へ伝え、職員間では資料共有やシミュレーション研修を年1回行っている。</p>	

A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
(コメント)	内科・歯科健診の結果は指定様式に記録し、事務所内で保管している。特記事項は職員間で共有し、保護者にはお迎え時に説明している。また、欠席者には受診依頼を行っている。健診結果を踏まえて、看護師が2歳児クラスを対象に歯磨き指導や咳エチケット、栄養士による手洗い指導を取り入れ、保健計画と保育内容に反映している。	
A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
(コメント)	アレルギー対応に関する研修受講やマニュアル確認を行っている。現在該当児はいないが、受け入れ時には入園までに保育士・看護師・栄養士ら他職種の職員と保護者とで情報共有を行う体制としている。献立を確認した上でサインをもらい給食提供している。給食提供時は、マニュアルの手順に従い複数人での確認を徹底している。給食だよりの面談を通して、疾患理解に関する情報発信も行っている。	

A-1-(4) 食事

A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
(コメント)	食育計画は系列施設の栄養士や調理職員も含め協働で作成し、施設長確認のもと運用している。月1回の食育では「絵本おやつ」やクッキング、食材に触れる機会を設けている。離乳食は家庭状況や発達に応じて進め、摂取量も個別に対応している。健康面に配慮し、牛乳の代替としてカルシウムが摂取できる煎餅など、他の食品で栄養補給できるように取り組んでいる。	
A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
(コメント)	調理はマニュアルに基づき衛生管理を行っている。毎月1回の給食会議で人気・不人気のメニュー、行事食の喫食状況を共有し、翌月の献立に反映している。地域食を意識し、お好み焼きや季節の食材を取り入れ、行事と連動した給食提供を行っている。調理者は日常的に子どもの食事の様子を確認し、食への関わりを調理に生かしている。	

評価結果

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
(コメント)	SNSを活用し、日々の保育の様子や活動写真を発信するとともに施設内掲示を行い、保育の意図や保育内容について保護者理解を得るために取り組んでいる。園だよりの配信や参観時、子ども本来の姿を見れる機会などを通じて、成長の様子を保護者と共有している。連絡帳や送迎時のやり取りにより日常的な情報交換を行い、得られた内容は「保育管理表」に記録し、会議で共有した上で議事録を記載し管理している。	

A-2-(2) 保護者等の支援

A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
(コメント)	保護者からの相談には、まず受けた職員が丁寧に対応し、その後保育責任者へ報告している。内容は会議で共有し、必要に応じて相談内容に合わせて専門職(保育士・看護師・栄養士・社会福祉士)や施設長が関わる体制としている。個々の家庭状況に配慮し、時間や方法を柔軟に調整しながら相談に応じている。	

A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
(コメント)	虐待防止や人権擁護については、各種マニュアルを用いた施設内研修を実施し、定期的にセルフチェックを行って、意識の維持を図っている。入園前の状況は面談等で把握し、入園後も変化や気になる点があった場合は、速やかに責任者へ共有する体制を整えている。要対協(要保護児童対策地域協議会)家庭については、関係機関と定期的に連絡を取り、記録管理を行いながら連携を図っている。	

		評価結果
A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
(コメント)	職員の自己評価を実施することで自己の振り返りを年1回実施しており、今後は年2回への拡充も検討している。チェックリストを用いて日々の保育を振り返り、各自が実施した内容を施設長へ提出している。振り返り後は、専門性向上を目的に研修参加へ繋げている。一方、日常的に主体的な振り返りを行う仕組みや、個々の自己評価結果を施設全体の保育実践の評価へと結び付けるような取り組みは十分とはいえず、今後の工夫が求められる。	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	a
(コメント)	運営管理規程および体罰・不適切保育の禁止に関する規程において、体罰の禁止を明確に示している。就業規則やコンプライアンスマニュアルにも関連事項を位置付けている。体罰を伴わない援助技術の習得に向けて、研修の受講や、マンダラチャート(課題解決のための思考整理方法)を活用した職員同士の話し合いの場を設け、日々の関わりを見直す機会としている。	

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	ハートフルふくしま保育園 在園児の保護者
調査対象者数	17人(世帯) 有効回答数 11人
調査方法	アンケート調査(無記名方式)

利用者への聞き取り等の結果(概要)

アンケート調査の回収率は64%だった。
20項目中17項目が「はい」「いいえ」などの選択項目、3項目が自由記述。

17項目中

7項目が100%の肯定評価

4項目が90%の肯定評価をしている。

全体的に見て良好な結果と言える。

《自由記述》では、

「小規模なので保育士さんの目が行き届いてとても安心です。他の年齢のクラスの子とも触れ合う機会が多いようで、小さい子への思いやりの心を育ててもらっている気がします。」

「いつもたいへんお世話になっております。保育士さんは、長時間労働にもかかわらず、子どもにも保護者にも丁寧に接してくださっています。頭が下がる思いです。」

「感情表現が豊かな子どもを1日見て頂きとても感謝しております。」

「安心してあずけられる。」

また、保育の内容などに関して、園から保護者に知らせてほしい情報として、

「先生方の異動や新しく入ってきた先生のこと」

「子どもが悪い事をした時にどういう風に声をかけて、説明してるのか教えて欲しい。家で同じ対応ができた方が、いいのかなと思ったので。」

などの声も寄せられた。

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等